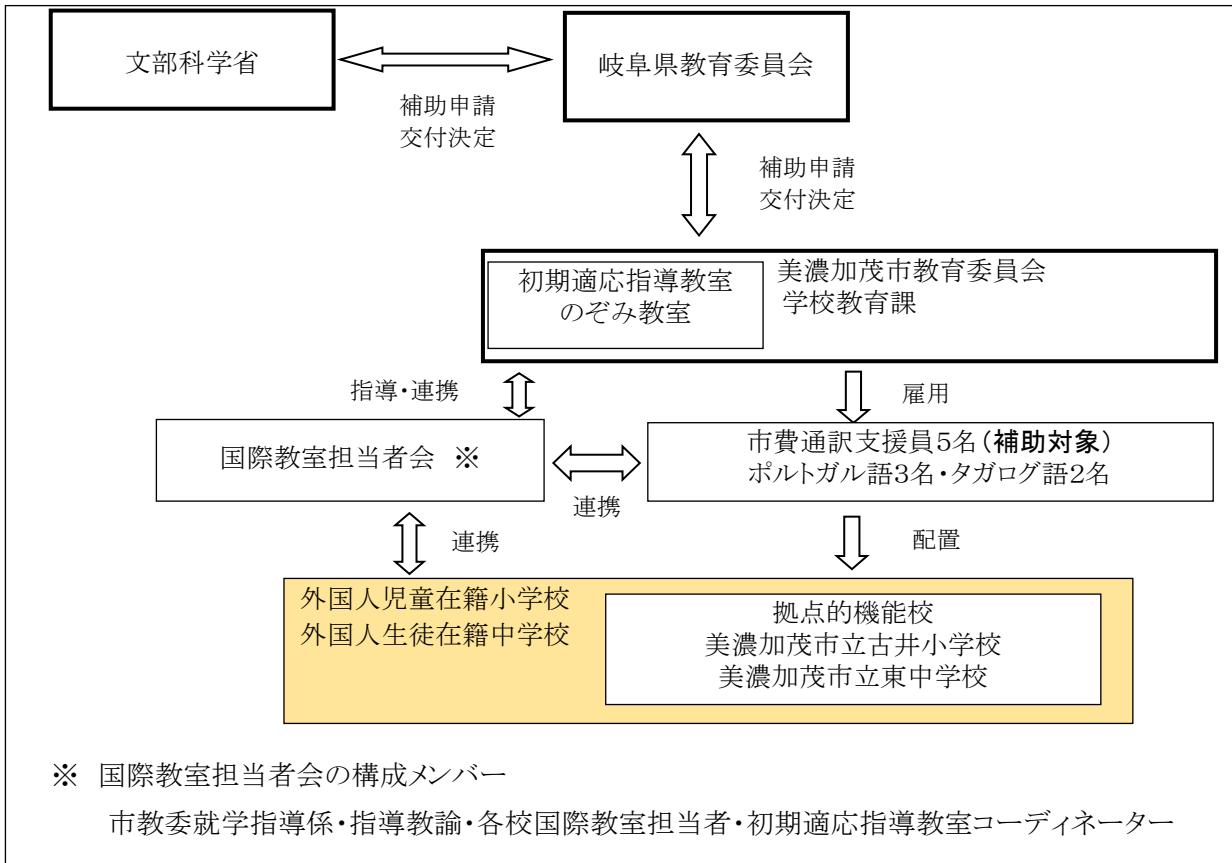


令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 美濃加茂市 】

令和4年度に実施した取組の内容及び成果と課題

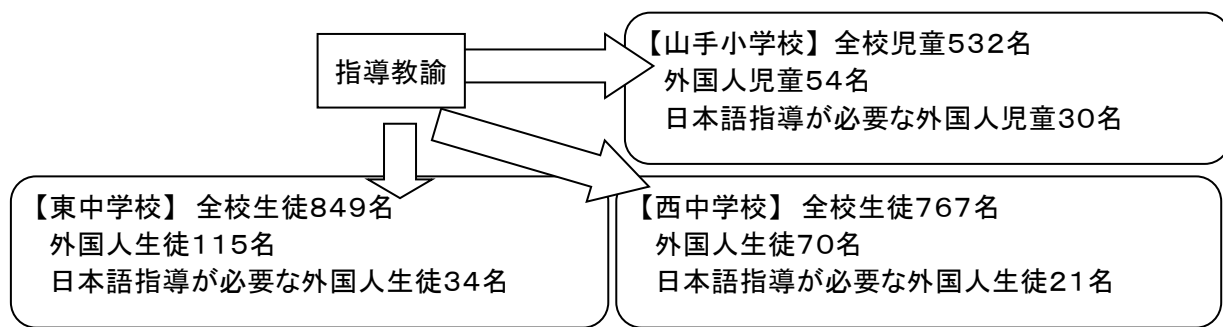
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



2. 具体の取組内容

(2) 学校における指導体制の構築 (必須実施項目)

指導教諭 1 名を以下のように配置し、様々な機会に指導内容や指導体制について指導・助言を行った。



(児童生徒数は令和4年5月1日時点)

【山手小学校】

- ・日本語指導が必要な児童は、30名在籍(全校児童が532名)。
- ・国語・算数の2教科で「国際教室」を開設。
- ・指導教諭1名及び県費教員が3名、市費日本語指導支援員2名を配置。

【東中学校】

- ・日本語指導が必要な生徒は、34名在籍(全校生徒が849名)。
- ・国語・社会・数学の3教科で「国際教室」を開設。
- ・指導教諭1名及び県費教員が3名、市費日本語指導支援員4名を配置。

【西中学校】

- ・日本語指導が必要な生徒は、21名在籍(全校生徒が767名)。
- ・国語・社会・数学の3教科で「国際教室」を開設。
- ・指導教諭1名及び県費教員が1名、市費日本語指導支援員2名を配置。

指導教諭(多文化共生)が中心となって、授業における取り出し指導・入り込み指導の時間を効率的に編成できるよう、担当する教員及び支援員の配置を行った。また、山手小学校、東中学校、西中学校との兼務において、教材の共有化や指導方法の改善によって、生徒の学力向上及び担当者の負担軽減を図った。

市内中学校(組合立を含む)3校の外国人生徒を対象に、進路学習会を実施した。域内2高等学校の教員を市内2中学校に招き、高等学校の紹介を含めた進路学習会を行った。また、東中学校の指導教諭(多文化共生)が中心となって、中学校に在籍する外国人生徒及び保護者を対象に、進路説明会を行った。進路学習会、進路説明会ともに、ポルトガル語、タガログ語、英語の通訳を配置した。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施(必須実施項目)

市の国際教室担当者会において、指導教諭(多文化共生)を中心に「特別の教育課程」による日本語指導に関わる協議を行った。また、県が作成した日本語指導の教材の活用方法や児童生徒への指導方法について研究協議を行った。

(4)成果の普及(必須実施項目)

年4回実施の国際教室担当者会において、実践交流や指導教諭から指導による成果と課題を共有した。

(6)小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール【重点実施項目】

初めて小学校に入学する外国人児童をもつ保護者に対して、入学に向けた書類手続きや準備、日本の教育制度について説明した。

保護者に対して、小学校に就学する外国人児童が、身に付けておくべき生活習慣や学校のシステム、日本語の習得について理解してもらい、スムーズに学校生活に適應していけるようにした。

○第1回プレスクール 12月10日(土)

- ・11名参加(申し込み17名)
- ・入学の書類手続き、入学までの流れ、日本の学校の教育制度について

○第2回プレスクール 1月14日(土)

- ・6名参加(申し込み17名)
- ・学校生活と学習、毎日の準備、通学と交通安全・小学校入学後の行事について

○第3回プレスクール 2月18日(土)

- ・46名参加
- ・岐阜県国際交流センターが講師を招いて行う「子どもの将来のためのライフプラン講座」を案内
- ・子どもの教育にかかるお金や日本の生活に必要なお金について

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・勤務時間8:30~14:30(5時間勤務 休憩1時間)×42週
- ・児童生徒の学習支援、翻訳業務、保護者の通訳支援等
- ・日本語指導支援員の研修(年3回)

3. 成果と課題

(2) 学校における指導体制の構築（必須実施項目）

- 国際教室のある市内小・中学校の担当教員を対象として、東中学校の国際教室で、指導教諭による日本語指導の師範授業を行った。授業のつくり方や、各校の実践交流をすることで、外国人児童生徒を支援する具体的な方法について共通理解を図ることができた。
- 配置を計画していた多文化共生主幹教諭が年度途中で退職したことで、外国人児童生徒への支援や担当教員への指導が十分に行えなかった。市で実施する国際教室担当者会を有効に利用し、各校の担当教員に対して指導教諭を中心に支援の仕方や指導方法について、学べる機会を設けていく。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施（必須実施項目）

- 指導教諭(多文化共生)から「特別の教育課程」「個別の指導計画」について統一した指導があることで、一人一人の実態に合った計画を立てることができ、明確な指導ができた。
- 「外国人児童生徒支援訪問」では、県が作成した教材を使った指導実践のもと、指導方法について指導主事から学ぶ場を設けることができた。
- 日本語指導が必要な児童生徒一人一人の実態に合った学習指導や生活支援を試みているが、コロナ禍による入国規制が緩和され、外国人児童生徒が増加している。また、国籍も多様化している中で、思い描いている指導が十分にできない状況がある。効率的で効果的な指導方法の在り方を探っていく。

(4) 成果の普及（必須実施項目）

- 授業の組み立て方やワークシートの作り方、漢字学習の仕方など学習面だけでなく、生活面での指導の仕方を、各校の日本語指導を支援する教員が学ぶことができた。
- 小学校から中学校へ進学する児童について、担当者同士で細かい引き継ぎを行うことができた。
- 各校で行っている実践を交流する場が限られており、作成したワークシートや実践授業を共有する機会が少ない現状にある。ICTを活用して、共有できる場を設け、活用できる流れを作っていく。
- コロナ禍にあった入国規制が緩和されたことよって外国人児童生徒が増加するとともに、母国での学校における授業形態がオンライン方式であることが多く、編入してくる児童生徒の学習の定着が十分でない。今後は、初期適応指導教室の運営の仕方や各学校との連携を十分に図っていくことで対応していく。

(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール【重点実施項目】

- 小学校の入学までの手続きについて、ポルトガル語、タガログ語の通訳を交えた説明を行った。また、会の終了後には個々の質問に答える場も設けたため、保護者が十分理解することができた。
- ライブプラン講座の案内はポルトガル語、タガログ語に対応することができた。
- 様々な事情で興味はあっても、当日に参加できない保護者の方が多かった。配信動画などを作成し、いつでも、繰り返し見ることができるような説明会を検討していく。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- 授業は日本語で行うため、日本語指導支援員の役割は大変大きい。教師の指示や教科書の難しい言葉を分かりやすく伝えることで、児童生徒の理解力の向上につながった。
- 保護者への連絡においても大変重要な役割を果たしている。提出物や行事のお知らせなど文書では伝わらないことを伝えることができた。
- 児童生徒がトラブルになったとき、子どもの思いを聞き、教師に伝えることで、公平な生徒指導につながった。
- 保護者への文書連絡は必要なことのみを精選して翻訳することで、わかりやすく伝えることができた。
- 勤務時間が決められているため、放課後の保護者対応ができないことがあった。また、保護者への電話連絡が昼食時間に重なることが多く、休憩時間の確保を各校に呼びかけた。
- 日本語指導支援員の確保が大きな課題である。言葉が話せるだけでなく、授業内容についてもある程度理解できる人材でないと務まらない(特に中学校)。本市は多くの人材を必要としていることから次年度以降も人材をしっかりと確保していくことが、児童生徒の学習支援にとって大切である。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	(人 園)	54人 (1校)	35人 (1校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		54人 (1校)	35人 (1校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・今後は、小中の連携を大切にして9年間継続した指導ができるよう、主幹教諭・指導教諭を中心に指導方法について検討する必要がある。
- ・のぞみ教室と在籍校の指導を充実させ、それぞれが改善を図るとともに、個別の指導計画を随時更新していくことによって個に寄り添う指導・支援を一層充実させていく。